

平成31年2月1日

答 申 書

京都市長 門 川 大 作 様

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長 今 井 豊 嗣

平成31年2月1日付けで諮問のありました平成31年度京都市国民健康保険事業について、下記のとおり答申します。

記

国民健康保険料の賦課限度額の改定について

基礎賦課額の賦課限度額を58万円から61万円にすることは適当であると認める。

あわせて、保険者として京都市は、別記の付帯意見について、誠実に実施されるよう要望する。

付 帯 意 見

被保険者に対する丁寧な説明について

今回の保険料の最高限度額の改定については、比較的負担の重い中間所得者層を中心とした、限度額に至らない世帯の負担軽減を図るためのものであることの周知に努め、その必要性や内容を、被保険者に対して分かりやすく丁寧に説明されたい。